

会社法上の会社の種類と比較

| | 合名会社・合資会社・合同会社(LLC)に対する規律の統一(持分会社) | | | 株式会社 |
|--------------------------|--|--|--|--|
| | 合名会社 | 合資会社 | 合同会社 | |
| 設立時の最低資本金 | 下限額の制限がなく、1円からでも設立可能 | | | |
| 社員の責任と設立時の最低社員構成(旧55条削除) | 無限責任社員(1名以上):法人も社員資格有り(576Ⅱ、580Ⅰ) | 無限責任社員1名および直接有限責任社員1名(法人も無限責任社員になれる:576Ⅲ、580) | 間接有限責任社員(1名以上:576Ⅳ578、580Ⅱ、604Ⅲ) | 間接有限責任社員=株主(1名以上:25、104) |
| 社員の出資 | 金銭その他の財産、労務・信用の出資も可能 | 無限責任社員は合名会社に同じ、有限責任社員は金銭その他の財産出資に限る(576Ⅰ⑥括弧書) | 金銭等の財産に限る・全額払込主義(576Ⅰ⑥括弧書、578) | 金銭出資が原則(一定の要件のもとで現物出資も可)・全額払込主義(28、34、63Ⅰ、208Ⅰ、Ⅱ) |
| 業務執行権 | 原則として社員全員に:定款自治(590、591) | 原則として社員全員に(有限責任社員にも):定款自治(590、591) | 原則として社員全員に:定款自治による自由設計可能(組合的)(590、591) | (代表)取締役(348、349):取締役会+代表取締役(362、363):委員会設置会社=取締役会+(代表)執行役(402、415、416、418、420) |
| 会社代表 | 原則として、業務執行社員全員が代表(定款または互選により会社を代表する社員を定めることができる(599)) | | | |
| 1人会社 | 社員の数が1名になることは解散事由とならない(641④参照) | 無限責任社員全員退社→合同会社化:639Ⅱ 有限責任社員全員退社→合名会社化:639Ⅰ | 社員の数が1名になることは解散事由とならない(641④参照) | 社員の数が1名になることは解散事由とならない(471参照) |
| 組織変更・定款変更 | 合資会社・合同会社・株式会社 | 合名会社・合同会社・株式会社 | 合名会社・合資会社・株式会社 | 合名会社・合資会社・合同会社 |
| | 持分会社間の会社の区分の変更は定款変更(638)、組織変更は株式会社と持分会社間の変更(743以下等) | | | |
| 業務執行社員・経営者の責任 | 会社に対して善管注意義務および忠実義務(593Ⅰ、Ⅱ)、持分会社の第三者責任(601)、業務を執行する有限責任社員の第三者責任(601)、(代表訴訟と同様の措置:602):対会社責任の減免規定なし | | | 善管注意義務(330)・忠実義務(355、419Ⅱ)、第三者責任(429)、代表訴訟(847)、責任制限(425~428) |

会社法上の会社の種類と比較

| | | | |
|-------------------|---|----|---|
| 取締役の選任 | 業務執行者1名以上(取締役という名称はない) | | 原則1名以上(別表参照) |
| 取締役会の設置 | 不要 | | 原則任意(別表参照) |
| 監査役 | 不要 | | 原則任意(別表参照) |
| 出資の払戻し | 任意退社(606) | | 不可 |
| 社員の持分譲渡(投下資本回収方法) | 社員の入社、持分の(全部または一部)譲渡、会社成立後の定款変更については、原則として、総社員の同意を要する:業務を執行しない有限責任社員の持分の全部または一部譲渡は、業務を執行する社員全員の承諾があればよい(この場合に定款変更を生ずる場合、業務執行社員全員の同意で定款変更できる。(585条以下):定款自治 | | 原則自由(127) 定款で会社の承認を要する旨の定めを置くことが可能(譲渡制限会社)→ 個々の種類株式ごとに譲渡制限の有無・内容を定めることができる(2条17号) |
| 社員(出資者)相互の関係 | 強い | 強い | 弱的・物的会社(ハイブリッド) 物的会社 |
| | 人的会社 | | |
| 課税方式 | 法人課税+出資者が受け取った利益への課税 | | |
| 有限責任事業組合契約(LLP) | 民法の組合契約の特則:法人格なし、出資者の責任は有限、複数の出資者が業務執行に関与することが前提。課税方式は構成員課税(パススルー課税と呼ばれる)。 | | |

株式会社の機関設計

| 株主総会はすべての株式会社で必要の機関 | | 大会社: 2-⑥ | | 大会社以外 | |
|--|--|---|---|--|--|
| | | 会計監査人(義務: 328) | | 会計監査人(任意設置) | |
| <p>公開会社でない株式会社</p> <p>⇒ 株式譲渡制限株式会社 (すべての株式が譲渡制限株式会社)</p> | <p>取締役会不設置</p> <p>取締役(強制: 326 I)(1名以上)</p> | <p>A類型(譲渡制限大会社①)</p> <p>監査役(義務: 327 III)</p> <p>会計参与(任意: 326 II)</p> | <p>B類型(譲渡制限中小会社①)</p> <p>監査役(義務: 327 III)</p> <p>会計参与(任意: 326 II)</p> | <p>C類型(譲渡制限中小会社②)</p> <p>監査役(任意: 326 II): 会計監査に限定することができる(389 I)</p> <p>会計参与(任意: 326 II)</p> | |
| | <p>・取締役会設置(任意: 326 II)</p> <p>・取締役は3名以上(331 IV)</p> | <p>D類型(譲渡制限大会社②)</p> <p>監査役(義務: 327 II III)</p> <p>監査役会(社外監査役半数以上、常勤監査役): 任意(326 II、335 III、390 II ② III)</p> | <p>E類型(譲渡制限中小会社③)</p> <p>監査役(義務: 327 II III)</p> <p>監査役会(社外監査役半数以上、常勤監査役): 任意</p> | <p>F類型(譲渡制限中小会社④)</p> <p>会計参与(任意: 326 II)</p> <p>監査役(会計参与を置かない場合は義務: 327 II): 会計監査に限定することができる(389 I)</p> | |
| | | <p>委員会(委員会設置会社)</p> | | <p>委員会(委員会設置会社)</p> | |
| <p>公開会社: 2条5号</p> <p>(上場会社という意味ではなく、株式譲渡制限株式会社以外の会社の意)</p> | <p>・取締役会設置(義務: 327 I ①)</p> <p>・取締役は3名以上(331 IV)</p> | <p>G類型(公開大会社)</p> <p>監査役会(社外監査役半数以上、常勤監査役): 委員会設置会社以外は義務(328 I)</p> | <p>H類型(公開中小会社①)</p> <p>監査役(委員会設置会社以外は義務: 327 II)</p> <p>監査役会(社外監査役半数以上、常勤監査役): 任意</p> | <p>I類型(公開中小会社②)</p> <p>監査役(義務: 327 II)</p> <p>監査役会(社外監査役半数以上、常勤監査役): 任意</p> | |
| | | <p>委員会(委員会設置会社)</p> | | <p>委員会(委員会設置会社)</p> | |
| 備考 | <p>会計参与はA~Iすべての会社類型において任意に設置可能。F類型では会計参与を設置すれば監査役・監査役会を設置しないことができる。委員会設置会社は監査役(会)は設置不可(327 IV)</p> | | | | |
| | <p>C類型、F類型で監査役を設置した場合、定款で監査役の権限を会計監査に限定することもできる(389 I)。</p> | | | | |